

事業 プロセス	環境配慮 方針/措置	基本計画段階	設計段階	工事段階	供用段階	留意事項
工 法 ・ 工 期	/措置	環境配慮方針04：事業実施区域に隣接する森林環境の保全				
		<ul style="list-style-type: none"> 既存の施設を中心に施工を行い、特に森林環境が隣接する場合はその保全に十分留意する。 	<p>【植物のライフサイクルに基づいた施工計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事実施にあたり、森林環境に対する十分な配慮を検討するものとする。 <p>⇒本環境配慮ガイドライン検討懇談会の委員にヒアリング及び現地立会、技術指導を求め、森林環境及び個々の植物の保全のために適切な工事を実施した。</p> <p>⇒仮設及び重機作業計画に先立ち、既存樹木の保全を図る為、移植を予定されている樹木を含め、他の自然木の確保に努めた。</p> <p>⇒本環境配慮ガイドライン検討懇談会の委員にヒアリング及び現地立会、技術指導を求め、森林環境及び個々の植物の保全のために適切な工事を実施した。</p> <p>⇒仮設及び重機作業計画に先立ち、既存樹木の保全を図る為、移植を予定されている樹木を含め、他の自然木の確保に努めた。</p> <p>【工事規模および用地の最小化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工は既存施設の敷地内で実施することとする。 <p>⇒施工は既存施設の敷地内で実施している。</p> <p>⇒観光道路の給排水工事において、事業者との事前協議を行うなどした上で、既存の道路・施設跡地・駐車場等を活用し、近隣周辺及び原生林の環境保全に努めた。</p> <p>⇒工事施工ヤードは山麓駅舎及び駐車場等跡地を利用した。</p> <p>⇒山頂エリアにおいて、登山者用の休憩所・トイレ及び休憩スペース（芝生箇所）を確保して、施工ヤードを仮囲いにて区画し、最小限に努めた。</p> <p>⇒スキー場から中腹・山頂エリアにおいて、工事施工期間、登山道が一部通行出来なくなるため、観光道路を保安施設で識別し、代替の登山道を確保した。</p> <p>⇒仮囲いが、一部伏見東緑地内に入らざるを得なかった為、管理者である札幌市と協議を行い設置した。</p> <p>⇒スキー場から中腹・山頂エリアにおいて、工事施工期間、登山道が一部通行出来なくなるため、観光道路を保安施設で識別し、代替の登山道を確保した。</p> <p>⇒本環境配慮ガイドライン検討懇談会の委員にヒアリング及び現地立会、技術指導を求め、森林環境及び個々の植物の保全のために適切な工事を実施した。</p> <p>【工事関係者の教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事関係者の安全衛生教育に伴って周辺樹林への立ち入りを禁止し、生態系への影響を回避するものとする。 <p>⇒現場担当者全員に、施工計画に関する事項と併せ、安全及び環境対策に関する教育を行った。</p> <p>⇒新規入場者教育及び朝礼時に周辺樹林地への立ち入り禁止教育を実施した。</p> <p>【夜間工事の自粛】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原始林指定区域内及び原始林指定区域周辺では、夜間工事は行わないものとする。 <p>⇒原始林指定区域内及び原始林指定区域周辺では可能な限り夜間工事を行わないようにしている。ただし、工事終盤に、工程上、夜間工事が必要となったため、関係機関と協議の上、工事内容及び工法等について確認・了承を得て行っている。</p> <p>【建設機械等の配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事区域の車両の出入りにあたっては、適宜タイヤ洗浄などを行い、生態系の保全に努めるものとする。 <p>⇒工事車両出入口に高圧洗浄装置を設置し、施工ヤードから工事用道路としての既存道路へ出入する運搬車両のタイヤ及び敷鉄板等の洗浄を行った。</p> <p>【工期の短縮】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常に工程調整を行い、工事の効率化、工期短縮を図り生態系への影響を低減するものとする。 <p>⇒月例・週間工程会議、また日々の工事打ち合わせを行い、平行作業の導入・作業手順の見直しを行い工期短縮に努めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【天然記念物エリアの立入禁止】 施設の維持管理・事業の運営管理において、事業者は勿論のこと、利用者においても、天然記念物エリアには立ち入らないよう周知する。また、やむを得ず立ち入る必要が生じた際には、適正な手続きの上、行うものとする。 【土砂等の適正な管理】 自然環境への影響を防ぐため、切土・盛土法面等の地形改変は行わず、また、雨水処理が適切に行われるよう管理し、側溝に溜まった土砂や枝葉等は定期的に清掃する。 【一般車両乗入れ範囲の制限】 以前は山頂展望台まで来場車が進入可能であった藻岩山観光道路を、ロープウェイ中腹駅までの乗入れとし、大気環境への配慮を図る。 【公共交通機関利用の推進】 従業員は可能な限り公共交通機関を利用して通勤する。また、自動車を利用する場合においても、乗り合いを励行する。 【エコカー利用の推進】 備品等搬出入車両についてもエコカーを利用して頂くよう、備品等搬出入業者へ働きかける。 【敷地内植栽の管理の適正化】 敷地内の植栽については、主に藻岩山の自生種を植栽し、維持管理していく。樹木（枝等）が運営上支障となる場合などには、有識者等の意見を参考に適正に対応していく。 		

● 札幌市環境影響評価条例による環境要素：自然環境＝地質・地形、動物、植物、生態系